

# 令和8年度 登米市子育て世帯訪問支援事業委託事業者募集要項

## 1. 業務名称

登米市子育て世帯訪問支援事業業務

## 2. 募集の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に基づき、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

## 3. 業務の仕様

別紙「登米市子育て世帯訪問支援事業 業務仕様書」のとおりとする。

## 4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

## 5. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 組織要件：次のいずれかの規定に基づき、適切に業務を遂行できる能力を有する事業者であること。

ア．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（訪問系サービスに限る。）を受けている事業者

イ．介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている事業者

ウ．子育て世帯に対する居宅訪問型の家事支援又は育児支援の事業実績があり、当該事業の開始から1年以上の派遣実績を有する事業者

(2) 運営体制：業務内容に対応できる訪問支援員を確保し、本事業の適切な運営及び安全管理を確保できる体制を構築していること。

- (3) 欠 格 事 項：地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと、及び登米市から指名停止措置を受けていないこと。

## 6. 委託料（単価契約）

委託料は、単価契約（実績払い）とし、以下のとおりとする。なお、利用者負担額がある場合は、その額を差し引いた金額を支払う（本事業は消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）別表第 1 第 7 号に規定する第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税となる）。

項 目	単 価	備 考
訪問支援費	3,000 円／時間	1 時間当たり
交通費等	1,000 円／回	1 回あたり
事務費・管理費	11,000 円／月	ただし、月に 1 件以上の利用がある場合のみ
キャンセル料(ア)	1,500 円／回	利用者から訪問支援員への訪問支援実施日の前日午後 5 時までにキャンセルの連絡なく、訪問支援員が訪問前にキャンセルを確認できた場合
キャンセル料(イ)	2,500 円／回	利用者宅を訪問したにもかかわらず、業務を履行することができなかった場合

## 7. 訪問支援員の要件（国のガイドライン準拠）

派遣される訪問支援員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 資格要件：

次のいずれかの資格、修了証、または実務経験を有する者であること。

- 保育士、保健師、看護師、助産師、社会福祉士、児童指導員のいずれかの資格
- 介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー 2 級）以上の修了者
- 子育て経験者、または居宅を訪問する家事援助・育児支援業務に 1 年以上従事した経験を有する者

### (2) 研修要件：

こども家庭庁のガイドラインに基づき、市が認める研修（事業の理念、児童虐待の基礎知識、精神疾患の理解、家事・育児支援の技術等）を修了していること。

ただし、申請時点で未修了であっても、令和 8 年度中に登米市が実施する訪問支援員研修会に参加することを条件として申請を認める。

### (3) 欠格事項への非該当：

禁錮以上の刑、児童福祉法等違反、または児童虐待歴がないこと。受託者は、訪問支援員からの申告書によりこれを確実に確認すること。

## 8. 提出書類

本事業に応募する者は、次に掲げる書類を正副各 1 部提出すること。

- (1) 令和 8 年度登米市子育て世帯訪問支援事業参加申込書（様式第 1 号）
- (2) 事業者概要（様式第 2 号）
- (3) 指定書の写し（上記 5 (1) ア・イに該当する場合のみ）
- (4) 事業実績がわかる書類（上記 5 (1) ウに該当する場合のみ）
- (5) 訪問支援員予定者名簿（資格証の写し、または研修参加予定を明記したもの）

## 9. 審査結果及び失格事項

- (1) 審査結果：提出書類に基づき審査を行い、結果は書面にて通知する。登録が決定した事業者とは、速やかに単価契約を締結する。
- (2) 失格事項：提出書類に虚偽の記載があった場合、または著しく信義に反する行為があった場合は失格とする。

## 10. 募集期間

令和8年5月13日（水）から令和8年12月18日（金）まで

※期間内は随時受け付け、審査終了後順次登録・契約を行う。

## 11. 書類提出先及び問い合わせ先

〒987-0401

宮城県登米市南方町新高石浦 130（南方庁舎内）

登米市 福祉事務所 子育て支援課（こども家庭センター）

電話番号：0220-58-5557（直通）